平成２７年（フ）第８号
鹿児島県志布志市志布志町安楽245番地２
債務者　鮫島　　修
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第９号
鹿児島県鹿屋市串良町有里7851番地５
債務者　西之野浩美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１号
北海道小樽市新光５丁目37番14号、前住所北海道小樽市新光３丁目３番15号
債務者　岡本　憲知
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第６２号
長野県松本市横田４丁目３番３号
債務者　鈴木　早紀（旧姓滝沢）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２６７号
長野県安曇野市三郷温331番地
債務者　宮崎　恵子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２６９号
長野県塩尻市大門幸町５番８号　コーポユキ102
債務者　市川　佳代（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８号
長野県松本市大字空港東8968番地32
債務者　大前　健一
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第９号
長野県松本市蟻ケ崎2132　城山介護老人保健施設ゆめてらす、住民票上の住所長野県松本市両島11番12号
債務者　三浦　常子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２６０号
三重県桑名市大字蛎塚新田1036番地４
債務者　内山　恵里（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２号
三重県員弁郡東員町大字中上1725番地２
債務者　藤谷　　尚
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第７号
三重県員弁郡東員町大字南大社851番地２
債務者　仲間　　訓
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第８号
三重県四日市市大字茂福756番地１　シェレナ山下Ⅶ―103
債務者　櫻井富美男
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１２４１号
京都府宇治市槇島町一ノ坪344番地の５　ハイツ池本Ⅱ207号
債務者　オートハウスリーベこと　大垣　和秀
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９２号
京都市右京区西院東淳和院町16番地２　アルファビル203
債務者　齊藤　　樹
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０８号
京都府宇治市五ケ庄西浦49番地、前住所京都府宇治市木幡平尾３番地の31
債務者　林　　義洋
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２７号
京都市北区西賀茂川上町54番地２　パストラルハイツ103号
債務者　佐藤奈津代
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
京都市伏見区淀本町231番地２　淀正和フラット106号室
債務者　伊藤多恵子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係